

委員会提出議案第2号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則(平成17年議会規則
第1号)第14条の規定により提出します。

令和5年3月24日提出

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信 様

提出者 議会運営委員会

委員長 矢口 龍人

提 案 理 由

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、上下水道部が新設されることから、市議会委員会条例の所要の改正を行うものである。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものである。

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会委員会条例(平成17年かすみがうら市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「都市建設部」の次に「、上下水道部」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) 産業建設委員会 5人 産業経済部、都市建設部及び農業委員会事務局の所管に関する事項	(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) 産業建設委員会 5人 産業経済部、都市建設部、 <u>上下水道部</u> 及び農業委員会事務局の所管に関する事項
	<p style="text-align: center;">附 則 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>